

鳥獣保護区の指定に関する記述の主な論点

1. 基本指針における主な記述箇所

現行基本指針の記述では、Ⅲ第二 3 に鳥獣保護区の指定区分及び指定基準が、同 4 に特別保護地区の指定に関する規定がある。

2. 経緯

昭和 25 年 高い狩猟圧から狩猟鳥獣を保護することを目的に、鳥獣保護区制度を創設（現在の特別保護地区に該当）。

昭和 38 年 特別保護地区制度を創設（従来の鳥獣保護区が特別保護地区に、禁猟区が鳥獣保護区に移行）。都道府県が一定の密度と面積毎に鳥獣保護区を指定するための基準を含む鳥獣保護事業計画を策定。

昭和 52 年 鳥獣保護区の指定区分を創設。森林鳥獣の生息地の保護区（従来の鳥獣保護区が相当）、集団渡来地の保護区、集団繁殖地の保護区等合計 7 区分を創設。

3. 課題

○近年、イノシシ、シカ等の特定の鳥獣が大幅に増加して、生態系、生活環境、農林水産業等への被害が深刻化。また、狩猟者が大きく減少する等、鳥獣を取り巻く状況が大きく変化。自治体は、地域からの鳥獣保護区の解除や縮小の要望への対応に苦慮（別添 3）。

○森林鳥獣の生息地の鳥獣保護区には、イノシシ及びニホンジカを保護することを主目的とする必要性が乏しくなった鳥獣保護区や、指定の目的が不明確な鳥獣保護区等が見られる（別添 3、4）。

3. 記述の主な論点

○森林鳥獣生息地の鳥獣保護区のうち、既に指定の必要性が失われ、または、指定の効果が乏しくなったものについては、今後の対応（下記例参照）を検討するよう都道府県に促すこととし、その対応が促進されるような基本指針の記載ぶりを検討する。

<今後の対応の例>

- ・ 特例休猟区（第二種特定鳥獣が狩猟により捕獲できる区域を、都道府県知事が指定した休猟区）、特定猟具使用禁止区域等、他の制度への移行や解除等を行う。
- ・ 指定の目的を明確にするため、他の指定区分（集団繁殖地の保護区等）に変更、または、イノシシ及びニホンジカ以外の鳥獣を保護することを目的とした森林鳥獣の生息地の鳥獣保護区とする。